

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】健康推進課・健康推進係

個人情報ファイルの名称	地域健康支援システム（健康かるて）	
行政機関等の名称	上島町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部 健康推進課	
個人情報ファイルの利用目的	全住民の健康管理のため、1 予防接種の実施に関する事務、2 妊婦・乳幼児健康診査に関する事務、3 母子手帳の交付に関する事務、4 特定健康診査に関する事務、5 特定保健指導に関する事務、6 生活習慣病重症化予防の実施に関する事務、7 成人歯科健康診査に関する事務に利用する。	
記録項目	1 宛名番号、2 住民情報(氏名、カナ氏名、住所、性別、生年月日、世帯情報)、3 予防接種実施状況、4 住民健診(検診)受診結果、5 成人歯科健診受診状況	
記録範囲	住基登録者	
記録情報の収集方法	本人、医療機関、住民基本台帳システム(住民情報)	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	県	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 上島町 健康福祉部 健康推進課	
	(所在地) 〒794-2550 越智郡上島町生名 621 番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	実施なし	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 5 年 1 月 18 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】健康推進課・健康推進係

個人情報ファイルの名称	特定健診等データ管理システム	
行政機関等の名称	上島町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部 健康推進課	
個人情報ファイルの利用目的	特定健診に関する事務及び特定保健指導に関する事務に利用する	
記録項目	1 宛名番号、2 住民情報(氏名、カナ氏名、住所、性別、生年月日、3 特定健診受診結果、4 特定保健指導実施状況	
記録範囲	住民健診受診者	
記録情報の収集方法	本人、検診機関、医療機関	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	住民課、愛媛県国民健康保険連合会	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 上島町 健康福祉部 健康推進課	
	(所在地) 〒794-2550 越智郡上島町生名 621 番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	実施なし	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 5 年 1 月 18 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】健康推進課・健康推進係

個人情報ファイルの名称	国保データベースシステム (KDB)	
行政機関等の名称	上島町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部 健康推進課	
個人情報ファイルの利用目的	生活習慣病重症化予防の実施に関する事務に利用する。	
記録項目	1 宛名番号、2 住民情報(氏名、カナ氏名、住所、性別、生年月日、3 健診受診結果、4 特定保健指導実施状況、5 医療受診状況	
記録範囲	40歳以上の上島町国民健康保険加入者、愛媛県後期高齢者広域連合医療保険加入者	
記録情報の収集方法	愛媛県国民健康保険連合会、愛媛県後期高齢者医療広域連合、特定健診等データ管理システム	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	愛媛県国民健康保険連合会、愛媛県後期高齢者医療広域連合	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 上島町 健康福祉部 健康推進課	
	(所在地) 〒794-2550 越智郡上島町生名 621 番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	実施なし	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		
備考		

作成日（最終修正日）：令和 5 年 1 月 18 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】健康推進課・健康推進係

個人情報ファイルの名称	ワクチン接種記録システム (VRS)	
行政機関等の名称	上島町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部 健康推進課	
個人情報ファイルの利用目的	・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に利用する。	
記録項目	1 接種券番号、2 マイナンバー、3 氏名・カナ氏名、4 生年月日、5 コロナワクチン接種履歴 (接種回数・接種年月日・ワクチンロット No. ・接種会場・接種医師)、6 パスポート No. ・国籍 (任意)	
記録範囲	新型コロナワクチン接種者	
記録情報の収集方法	ワクチン接種自治体・医療機関・本人・代理人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	県、国	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 上島町 健康福祉部 健康推進課	
	(所在地) 〒794-2550 越智郡上島町生名 621 番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	実施なし	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 5 年 1 月 18 日

個人情報ファイル簿（単票）

【健康推進課】

個人情報ファイルの名称	避難行動要支援者名簿	
行政機関等の名称	上島町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部 健康推進課	
個人情報ファイルの利用目的	避難行動要支援者名簿の管理のため	
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日、4 住所、5 電話番号、6 避難支援者、7 緊急連絡先、8 要介護度、9 世帯情報、10 障害手帳種類、11 特定疾患名、12 特殊な治療・ケア、13 支援内容、14 避難所までの地図	
記録範囲	避難行動要支援者	
記録情報の収集方法	本人、家族	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 上島町 健康福祉部 健康推進課	
	(所在地) 〒794-2550 越智郡上島町生名 6 2 1 - 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	実施なし	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 5 年 1 月 18 日